

## 副教材（公的医療保険①）

- 本資料の全部又は一部を、社会保障教育の推進以外の目的で使用することはできません。
- 本資料の全部又は一部を、児童・生徒・学生に対して授業、試験等において教育目的で配布する以外の用途で使用される場合は、必ず出典の記載をお願いします。  
（出典）厚生労働省「人生100年時代の社会保障を考える 『主体的・対話的で深い学び』  
実現のための高校生向け社会保障教育指導者用マニュアル」（2022年3月）

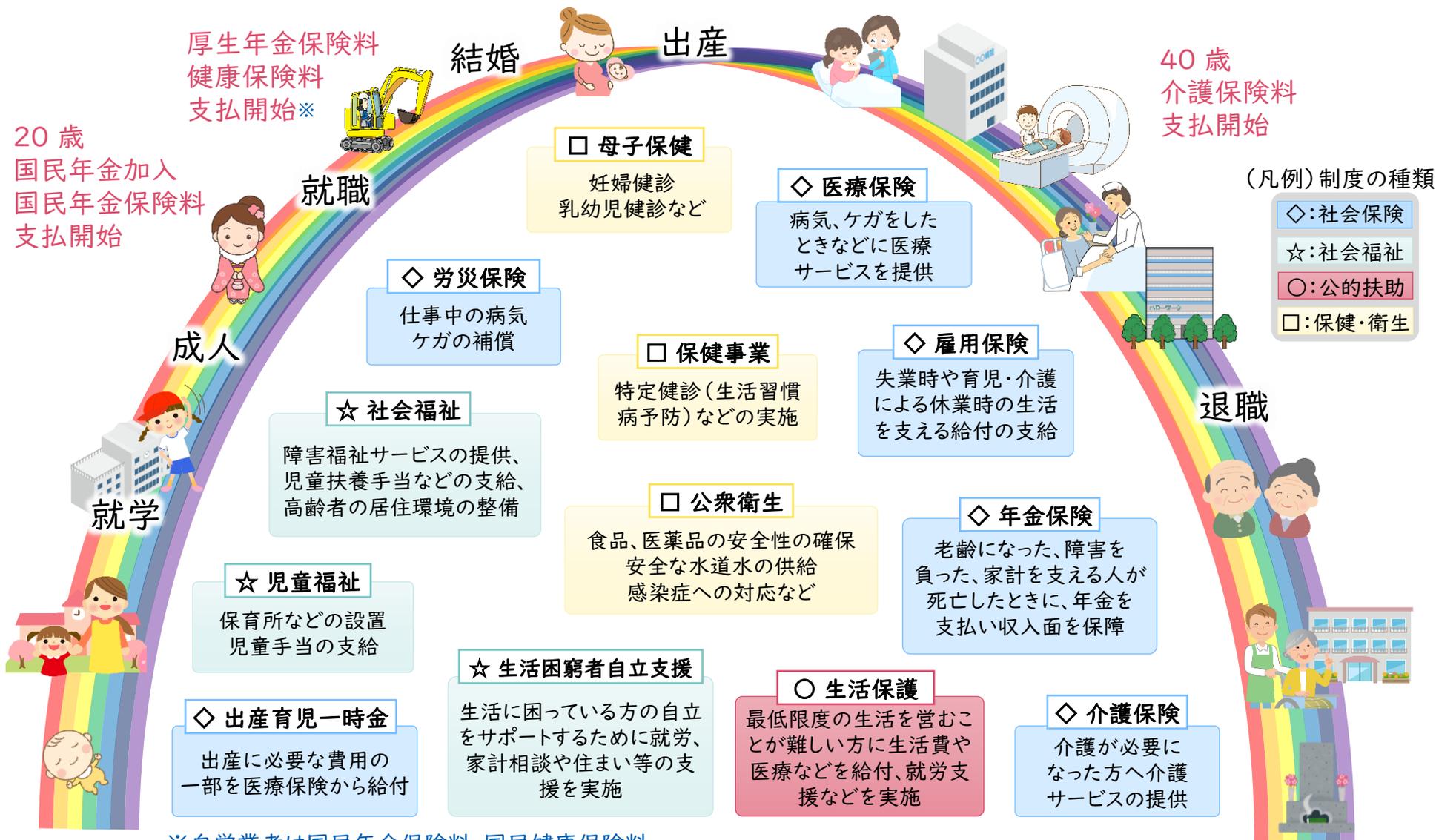
# I 時間目

# 社会保障について考えてみよう



# わたしたちの生活と社会保障制度

わたしたちの安定した生活に欠かせない社会保障制度。日々の「安心」の確保や生活の「安定」を図るための制度であり、一生を通じてわたしたちの生活を支える役割を担っています。



※自営業者は国民年金保険料・国民健康保険料

# 社会保険とは

「保険」とは、誰もが人生のなかで遭遇する可能性のある様々なリスク（病気・ケガ・退職、長生きによる収入減少など。）に備えて、人々が集まって集団（保険集団）をつくり、あらかじめお金（保険料）を出し合って、リスクに遭遇した人に必要なお金やサービスを支給する仕組みです。

社会全体でこのような「保険」の仕組みを作るのが「社会保険」です。

## 社会保険がないと・・・



## 社会保険があれば・・・



# 日本の社会保険制度

- ・「医療保険」は、病気やケガなどで通院や入院をしたときなどに給付され、国民全員が加入しています（国民皆保険）。



- ・「年金保険」は、収入減少というリスクに対して収入面で保障する制度で、長生きをした（老齢年金）、障がいを負った（障害年金）、親など家計を支えていた方が亡くなった（遺族年金）ときなどに受給できます（国民皆年金）。



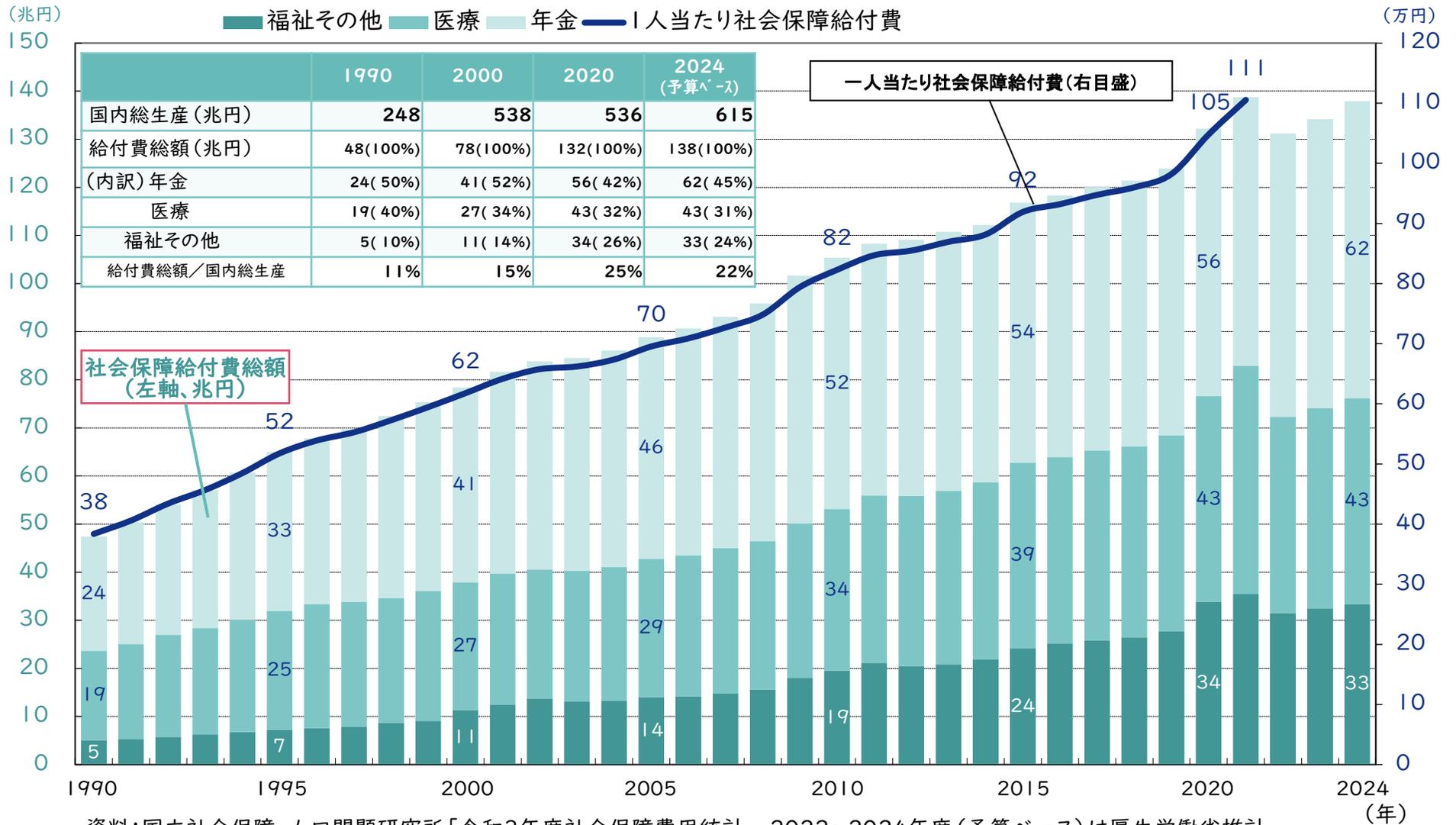
障害年金・遺族年金は、若くても、要件を満たせば、年金受取の対象となります。

- ・「介護保険」は、高齢者の介護サービスを提供しています。



これらの社会保険制度は、皆さんが支払う保険料（収入に応じて負担）と税金で運営され、社会全体で支え合う仕組みになっています。

# 社会保障給付費の推移

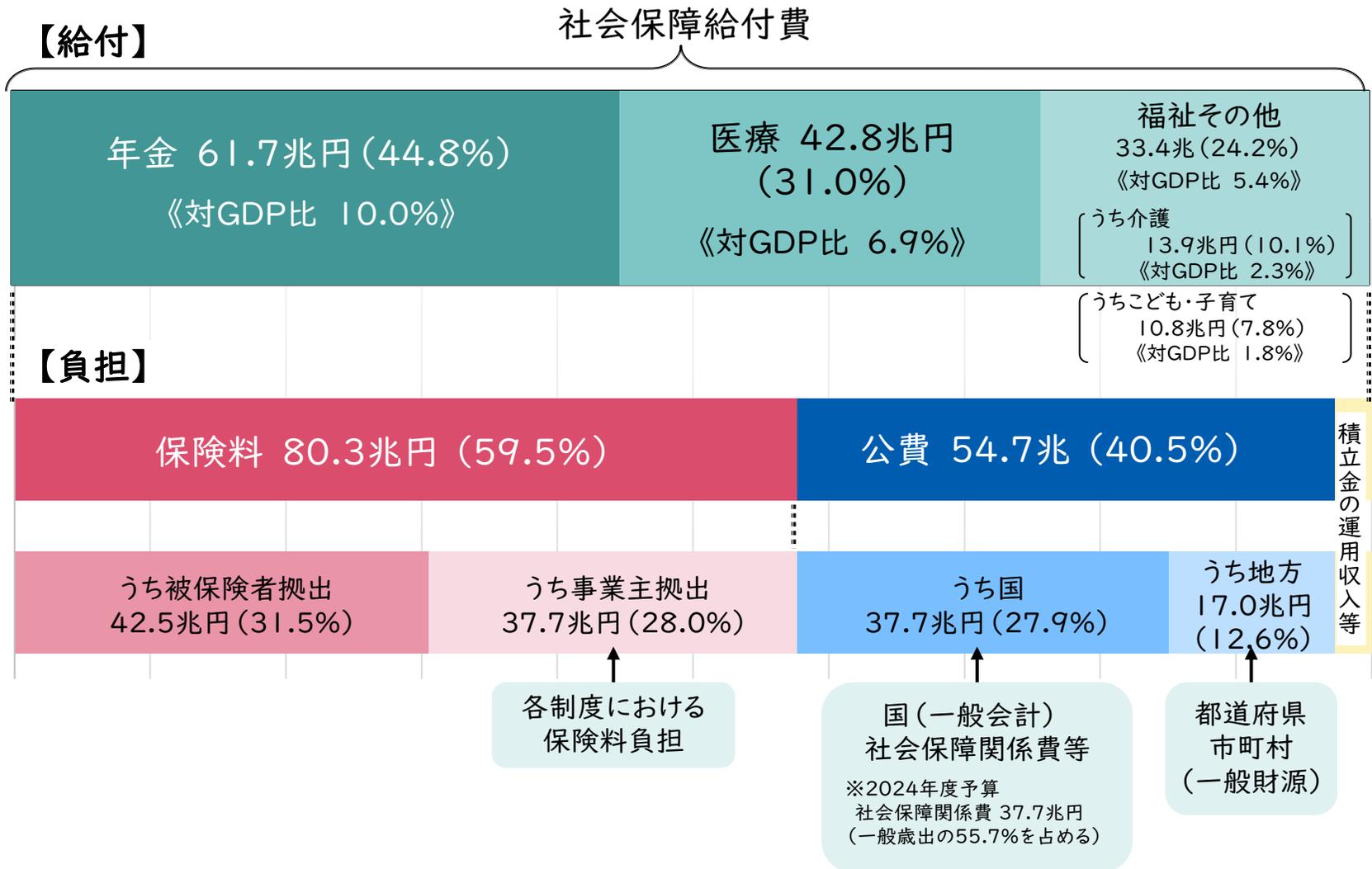


資料: 国立社会保障・人口問題研究所「令和3年度社会保障費用統計」、2022~2024年度(予算ベース)は厚生労働省推計、  
 2024年度の国内総生産は「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(令和6年1月26日閣議決定)」  
 (注) 図中の数値は、1990, 2000, 2010, 2020及び2021並びに2024年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

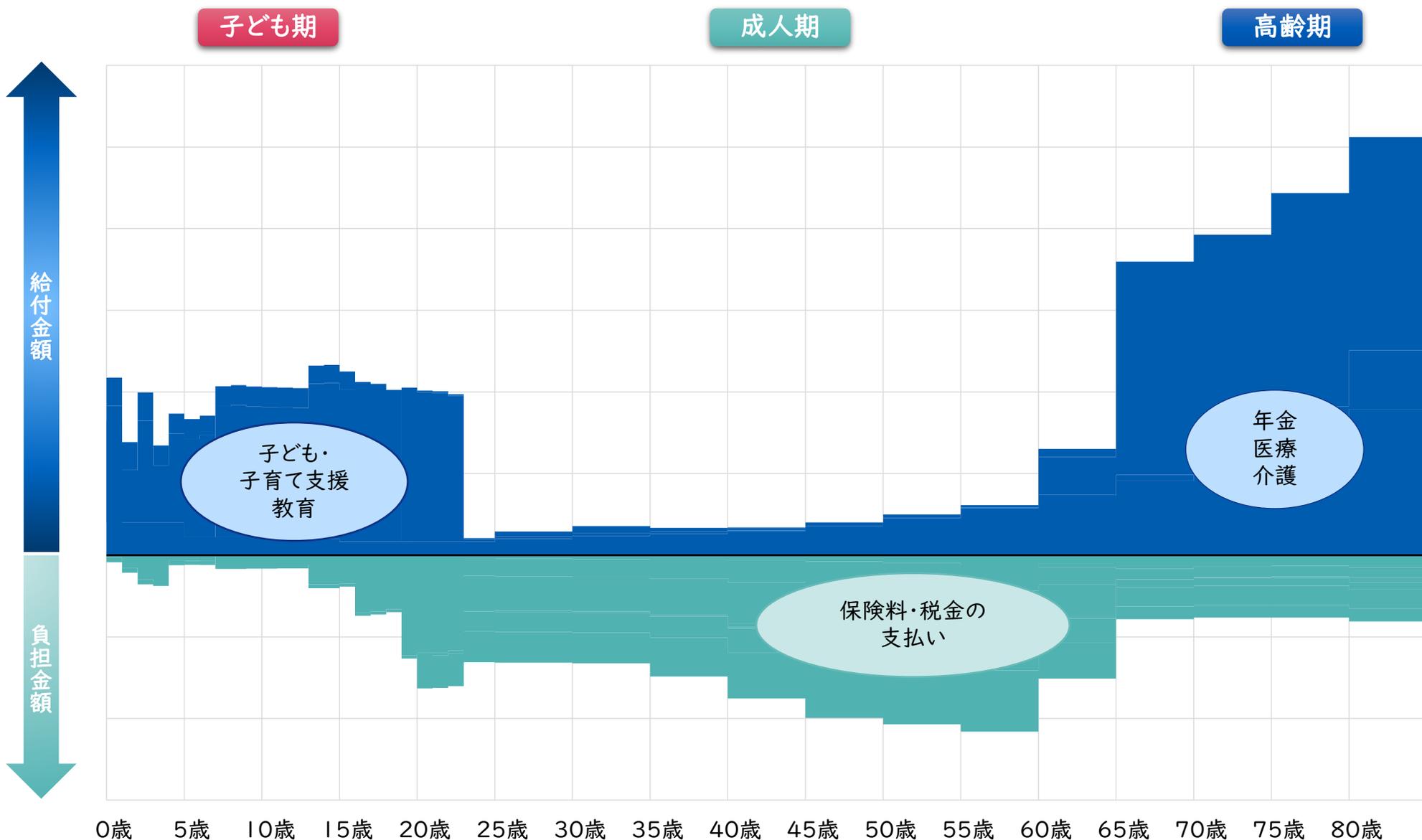
(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計と合致しないものがある。

# 社会保障の給付と負担の現状（2024年度予算ベース）

社会保障給付費 2024年度（予算ベース）137.8兆円（対GDP比 22.4%）



# 社会保障の給付と負担のイメージ



資料出所:各種統計を基に、厚生労働省において推計。

(注) 令和2年度(データがない場合は可能な限り直近)の実績をベースに1人当たりの額を計算している。

# 社会保障制度を支える主な「職業」

- ✓ 社会保障制度を支える職業には様々あり、雇用を創出して経済を支えています。
- ✓ 身近な人が就いている職業や、将来やってみたい職業などに○をつけてみましょう。



# 公的医療保険について考えてみよう

ひと、くらし、みらいのために

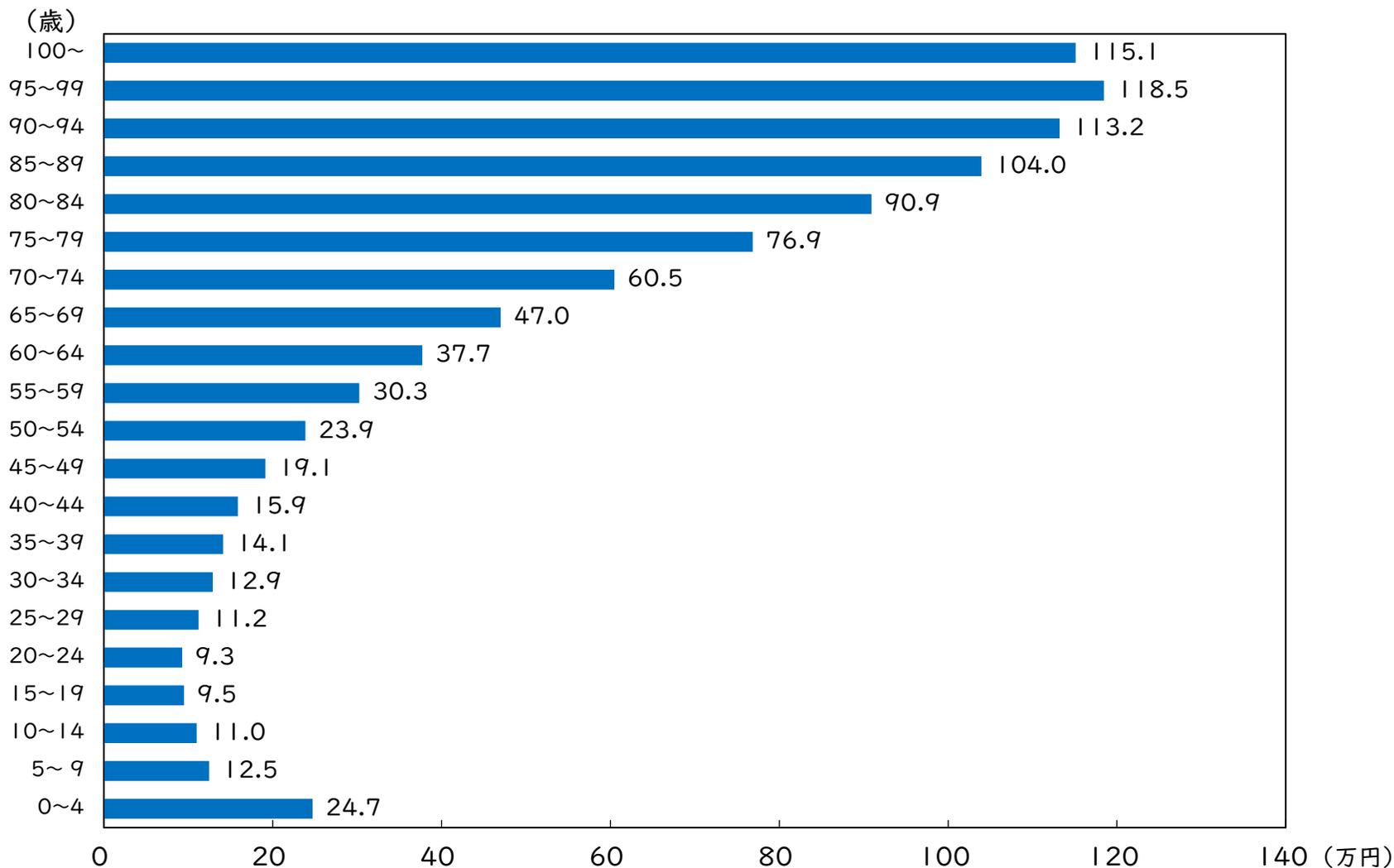


厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 年齢階級別1人当たり医療費（令和3年度）（医療保険制度分）

一生涯でかかる医療費の平均（※）は約2,800万円

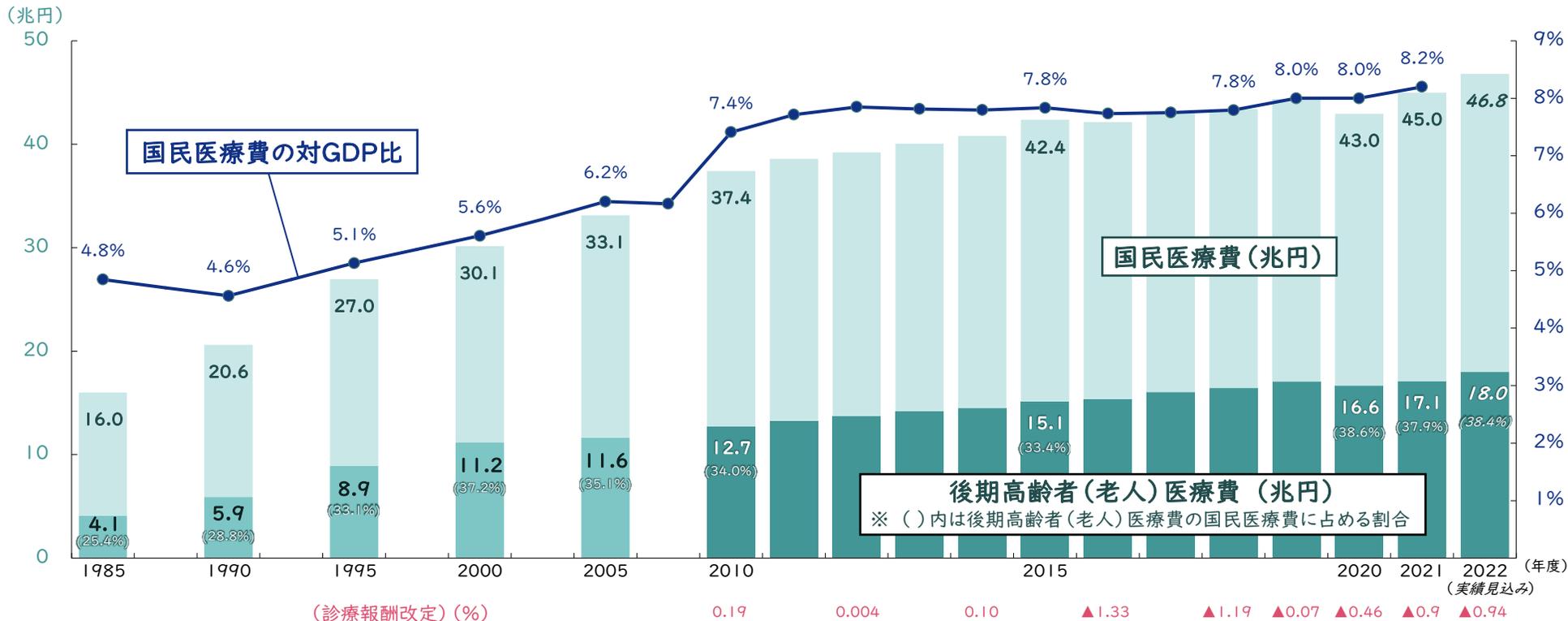
※ 年齢階級別1人当たり医療費をもとに、死亡率を考慮して計算



※「医療保険に関する基礎資料」（厚生労働省保険局）より。

# 2時間目

# 医療費の動向



- (主な制度改正) 2000年以降
- 介護保険制度施行
  - 高齢者1割負担導入 (2000)
  - 高齢者1割負担徹底 (2002)
  - 老人医療の対象年齢5年間で段階的引上げ (2002~2007)
  - 被用者本人3割負担等 (2003)
  - 現役並み所得高齢者3割負担等 (2006)
  - 未就学児2割負担 (2008)
  - 70~74歳2割負担(※1) (2014)

## <対前年度伸び率>

	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
	(S60)	(H2)	(H7)	(H12)	(H17)	(H22)	(H23)	(H24)	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)
国民医療費	6.1	4.5	4.5	▲1.8	3.2	3.9	3.1	1.6	2.2	1.9	3.8	▲0.5	2.2	0.8	2.3	▲3.2	4.8	4.0
後期高齢者(老人)医療費	12.7	6.6	9.3	▲5.1	0.6	5.9	4.5	3.0	3.6	2.1	4.4	1.6	4.2	2.5	3.8	▲2.9	3.1	5.3
GDP	7.2	8.6	2.6	1.4	0.8	1.5	▲1.0	▲0.1	2.7	2.1	3.3	0.8	2.0	0.2	0.0	▲3.5	2.4	-

注1 GDPは内閣府発表の国民経済計算による。

注2 後期高齢者(老人)医療費は、後期高齢者医療制度の施行前である2008年3月までは老人医療費であり、施行以降である2008年4月以降は後期高齢者医療費。

注3 2022年度の国民医療費(及び後期高齢者医療費。以下同じ。)は実績見込みである。2022年度分は、2021年度の国民医療費に2022年度の概算医療費の伸び率(上表の斜字体)を乗じることによって推計している。

(※1) 70~74歳の者の一部負担割合の予算凍結措置解除(1割→2割)。2014年4月以降新たに70歳に達した者から2割とし、同年3月までに70歳に達した者は1割に据え置く。